

2022年9月6日

株式会社マルミヤ水産

公告変更のお知らせ

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）が、平成17年2月1日から施行され、会社や一般社団法人等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする制度が導入されておりますので、当社も、令和4年8月30日付で、定款の公告の方法を電子公告に変更いたしましたのでお知らせいたします。

以上